

大阪府土地利用基本計画の変更について

説 明 資 料

(計画書の改定)

1. 大阪府土地利用基本計画書新旧表
2. 関係市町村との調整内容

(計画図の変更)

3. 五地域区分の変更概要
4. 変更箇所図
5. 関係市町村との調整経過

平成30年1月

1. 大阪府土地利用基本計画書新旧表

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<p>1 土地利用の基本方向 (1)土地利用の基本方向</p>	<p>①土地利用の基本理念 土地は、将来の府民のさらなる発展のための限りある資源であり、生活や社会経済活動の共通の基盤となるものです。 大阪府域の将来の土地利用を定めるにあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境を保全しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な発展を目指し、次の土地利用を図ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪の特性・魅力を活かした土地利用 鉄道・道路等広域交通ネットワークの発達や、自然・文化・歴史的資源や多様な産業の集積など、大阪の特性・魅力を活かした土地利用を図ります。 ・人と自然が共生する土地利用 環境保全を図りつつ豊かな生活が確保されるよう、環境負荷の少ない都市・地域づくりを進めるなど、人と自然が共生し発展し続けていくことのできる土地利用を図ります。 ・多面的な価値を活かした土地利用 公有地だけでなく、民有地においても、環境・景観・防災等の観点における公益的な機能を評価し、緑地空間や防災空間といったセミパブリックな空間を広げるなど、多面的な価値を活かした土地利用を図ります。 <p>また、こうした土地利用を図り、大阪をより良い状態で次の世代へ継承していけるよう、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政とが、目指すべき土地利用の将来像を共有し、連携・協働して都市・地域づくりを進めていきます。</p> <p>②土地利用における大阪の将来像と基本方針 都市活力の低下やグローバル化の進展、東日本大震災の教訓、地球環境問題の深刻化、新たなエネルギー社会の構築の必要性などを踏まえ適切かつ着実に対応していくため、にぎわい・活力・環境・景観・安全・安心の観点から、府域の土地利用を定めるにあたっては、次に挙げる大阪の目指すべき「将来像」とその実現に向けた「基本方針」に基づき、総合的かつ計画的に行うこととします。</p> <p>また、例えば、大阪の産業の特徴である多様性を活かし、環境や安全・安心等、様々な面と連関した産業振興等に関して、企業等の多様な主体と行政が、それらの連関性を認識し連携して取り組むなど、各種基本方針が複数の将来像に寄与するという点についても十分に留意する必要があります。</p>	<p>①土地利用の基本理念 大阪の土地利用の特性として、古くからの人口、産業の集積やインフラ等の都市基盤の充実、豊富な歴史・文化資源や、観光資源、都市と周辺山系や大阪湾等自然との近接などが挙げられます。 これらの土地利用の根幹的な特徴及び国土利用計画法第2条の理念を踏まえ、「土地利用の基本理念」は以下のとおりとします。</p> <p>これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する</p> <p>②土地利用の将来像と基本方針 大阪を取り巻く様々な社会・経済情勢を踏まえ、その課題解決に向けた土地利用において目指すべき「将来像」を設定し、その実現に向けて取り組むべき「基本方針」を示します。 また、それぞれの基本方針は複合的な効果を有することから、複数の将来像に寄与することに留意します。</p>	<p>大阪府国土利用計画の改定に伴うもの。 (平成29年3月改定)</p>

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>②-1【将来像1:にぎわい・活力ある大阪】 基本方針 a. 国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成 世界や日本の各都市との人・物の交流拡大を図るため、陸・海・ 空における広域的な交通ネットワークを強化していきます。 ・関西国際空港については、アジア・世界とのゲートウェイとして 内外を結ぶ役割を果たせるよう、国際拠点空港にふさわしい機能 の強化を促進します。また、なにわ筋線等による関西国際空 港へのアクセス強化を促進します。さらに、人の交流空間として の空港の魅力づくりにも努めます。 ・阪神港については、国際コンテナ戦略港湾として日本全体の 成長に貢献できるよう、国際競争力向上に向けた集荷力の強化 や基幹航路の維持拡大など港湾機能の強化を図るとともに、関 西国際空港との連携強化を図ります。 ・新名神高速道路や大阪都市再生環状道路等の整備促進によ り幹線道路ネットワークを強化し、物流の円滑化及び都市環境 の改善を図ります。 ・おおさか東線等鉄道ネットワークの整備を促進し、ビジネスや 観光面での利便性向上などを目的に新大阪・大阪駅等関西の 玄関口と観光地等へのアクセス強化を図ります。 大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点及びベイエリアに おいては商業・業務施設等の都市機能の集積を活かし、大阪の にぎわい・活力を牽引していく都市核の形成を図ります。 また、世界をリードする大阪産業とするため、バイオ、環境・新エ ネルギー等の産業施設の立地環境を整備することにより、次世 代産業の誘致・集積を図るとともに、これらを支えるものづくり産 業の集積の維持・発展を図ることで、産業のポテンシャルを高め るとともに、関西広域での産業拠点間の連携を強化していきま す。 第二京阪道路や新名神高速道路等新たな幹線道路沿道で は、高い立地ポテンシャルを有効に活用するため、周辺環境に 十分配慮しつつ、工場・商業・流通施設等、企業の立地ニーズ に対応した適切な土地利用を図ります。 観光面では、大阪にはUSJや海遊館等の主要な観光地以外 にも、大阪城、難波宮跡や百舌鳥・古市等の古墳群、寺内町や 歴史街道、近代建築物等、歴史・文化的に貴重な建築物・街並 みを有する地区が数多く存在します。しかし、これらの多くは点 在し、認知度も低く、観光資源としての形成につながっていない 場合も見受けられます。 そのため、歴史・文化的資源等を活かしたまちづくりを進めると ともに、各観光資源間のアクセスの向上や情報提供の強化を図 ります。また、大阪の貴重な資源である「水の回廊」等、川を活 かしたにぎわいづくりに取り組むなど、多彩なミュージアム都市</p>	<p>②-1【将来像1:にぎわい・活力ある大阪】 基本方針 a. 人・企業を呼び込む質の高い都市の形成 大阪・関西が強みを有する環境・新エネルギー産業や 健康・医療研究機関を強化するため、税制・金融の措置 や規制緩和の実施等により、これらの成長産業の集積 を促進します。 大阪から付加価値の高い技術・製品を数多く生み出し、 ハイエンドなものづくりを推進するため、イノベーションを 先導する企業や人材等を呼び込むとともに、これらを支 える世界有数の高い技術を持つものづくり産業や多様 な地場産業の集積を活かした土地利用を誘導します。 第二京阪道路・大阪外環状線等の幹線道路沿道及び ベイエリア等では、高い立地ポテンシャルを有効活用す るため、周辺環境に十分に配慮し、工場・流通業務施 設・商業施設等、地域や企業の立地ニーズに対応した 適切な産業系土地利用を促進します。 企業及び地域ニーズを踏まえた企業立地を誘導し、特 に女性の就業率の向上に効果的な職住近接により、効 率的な都市経営が進む土地利用を促進します。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>として、府民、来訪者双方にとって、魅力ある快適な空間の創出と利用促進を図ります。</p> <p>基本方針 b. 集約・連携型都市構造の強化 各地域における業務・商業・居住・医療等の多様な都市ストックを活用し、立体的・重層的にその機能を高めるなど土地の有効・高度利用を進めることで、各種都市機能の集約、高度化を図ります。</p> <p>あわせて、地域間において、その都市機能を相互に連携・活用できるように、放射及び環状交通網の形成など道路・公共交通ネットワークの充実や、情報通信技術を活用した情報通信基盤の機能強化を図ります。</p> <p>鉄道駅周辺においては歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに(コンパクトシティ化)、特に、大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点については、サービス・交流拠点等のにぎわい空間の創出、商業・業務施設等の充実を図るとともに、良質な都市型住宅や医療福祉施設等公益施設の立地を促進します。</p> <p>郊外部は、農空間等の良好な環境の維持・保全を図ることとし、特に産業の活性化や生活環境の向上などが地域において必要な場合は、自然環境にも配慮した上で、計画的な都市的土地利用を図ります。</p> <p>道路・河川・公園・下水道等都市基盤施設については、既存ストックを活かしながら効率的かつ効果的な整備を図るとともに、ライフサイクルマネジメントを意識した上で適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行者・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを図ります。</p>	<p>基本方針 b. 大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化 大阪は都心から放射状に広がる鉄道沿線等に都市機能が集積した市街地が連担して一体の都市を形成し、府県を越えた都市構造を有しています。</p> <p>また、都心だけでなく特定機能病院、大規模な文化施設や大学等の高次な都市機能が道路や鉄道でネットワークされ、さらに、総合病院や教育文化施設、大規模な商業施設や官公庁施設等の中核市レベルの都市機能に、鉄道・バス等の公共交通でアクセス可能な都市構造を有しています。</p> <p>このようなネットワーク性の高い都市構造の特性を活かし、更にネットワーク性を強化するとともに、人が集まり、にぎわい・活力が享受できる土地利用を進めます。</p> <p>アジアの活力を取り込み、都市の競争力を高めるため、人流の拡大に資する鉄道ネットワークの充実や、物流の拡大に資する阪神港及び関西国際空港の機能強化や環状道路等のネットワークの強化を促進します。</p> <p>都心部では、質の高い商業、業務、ホテル等の都市機能の集積を活かし、都市再生特別地区等の活用により更なる土地の有効・高度利用を促進するとともに、みどり空間の整備を促進します。</p> <p>一般市街地では、密集市街地の防災性の向上や再開発ビルの再生など、都心にも自然にも近く、多様な暮らしを選択できる土地利用を促進します。</p> <p>郊外住宅地では、都心で得られない多様な魅力を付加し、定住性の向上等に資する土地利用を促進します。</p> <p>集落地では、集落地内や隣接または近接した空き地等を活用するなど、集落機能の維持や地域の活性化に資する土地利用を促進します。</p> <p>周辺山系では、貴重な自然環境を維持・保全するとともに、水源かん養機能や土砂災害に対する安全性の確保を推進します。</p> <p>道路・河川・公園・下水道等の都市基盤施設については、アセットマネジメントを意識した上で、既存ストックも活かした効率的かつ効果的な整備を図るとともに、適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行空間・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを推進します。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>②-2【将来像2:みどり豊かで美しい大阪】 基本方針 a. みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり 大阪には、市街地近郊に自然豊かな山系や海辺があるという立地が活かされておらず、市街地では比較的身近なところにみどりがあるということが実感できにくくなっており、海～まち～山をつなぐ、みどりのネットワークの形成が重要になっています。また、ヒートアイランド現象等の環境問題も進行しており、府民が実感できるみどりの量的な充足や質の向上を進めていく必要があります。</p> <p>このため、周辺山系や臨海部、河川・道路等の府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出するとともに、学校・公園等公共空間のみどりの充実及び農空間や樹林地等の保全、建築物等の民有地緑化の推進などを図り、互いに結び付けていくことにより、海と山をつなぐ「みどりの軸」の形成を目指します。</p> <p>また、環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。</p> <p>このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などを促進し、エネルギー利用効率の高い都市の形成を図るとともに、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進などを図ります。また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用を抑制し、公共交通機関や適切な自転車の利用を促進する施策を図ります。</p> <p>また、CO2の吸収源対策として、森林所有者とともに多様な主体が連携し、森林の間伐や植林を行うなど、森林の保全・育成を図ります。</p> <p>基本方針 b. 健全な生態系・水循環の構築 健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全とともに、それらを有機的につなぐエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。</p> <p>里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。</p> <p>また、健全な水循環を構築するため、公共用水域の良好な水質の確保や、水源かん養機能の維持・向上に資する森林・農地等の適切な保全、下水道の高度処理、合流式下水道の改善及び処理水再利用の推進などを図ります。また、水資源の効率的利用を図ります。</p>	<p>②-2【将来像2:みどり豊かで魅力ある大阪】 基本方針 a. 都市の格を高める魅力ある都市空間の創造 大阪の都心には、「水の都」を象徴する都市景観、大規模なエンターテインメント施設があり、他の地域においても、百舌鳥・古市古墳群等の歴史・文化資源、多彩な食文化等の豊かな観光資源を有します。</p> <p>これらと近隣府県の世界遺産等の豊富な観光資源との連携等を進め、国際的なエンターテインメント都市にふさわしい都市の魅力創造・発信します。</p> <p>また、自然や歴史・文化施設と調和した街並みの形成、農地の多面的機能を活かした都市と農が調和した豊かな空間の形成、エンターテインメント機能を備えた魅力あるウォーターフロントの創出等、多様な魅力を備えた都市空間を創造します。</p> <p>都市における生活の質を高めるために、これまでの都市づくりで蓄積された良質なストックを効果的に活用し、多様な主体の参画により、快適な歩行空間の形成やにぎわい空間の創出など道路空間等の再配分や都市マネジメントの推進等、地域の魅力向上に繋がる都市づくりを促進します。</p> <p>基本方針 b. 環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成 良好な都市環境を創造するため、農空間を保全し、その多面的な機能を活用した都市づくりを推進します。</p> <p>都市のみどりは、美しい都市景観の形成、うるおいある空間の創出、防災性の向上等に資するだけでなく、新たな交流ももたらすなど、多面的な機能を有します。これらの機能を発揮させ、都市の魅力を高めるため、良好なみどり空間を創出します。</p> <p>「みどりの大阪推進計画」に基づき、周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、都市公園をはじめとす</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p>る緑の拠点が緑道や街路樹などでつながられるみどりのネットワークを形成し、緑視効果の高い実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和につながり、海と山をつなぐみどりの軸線を形成します。環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。</p> <p>このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などの促進、エネルギー利用効率の高い都市の形成とともに、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。</p> <p>また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用の抑制、公共交通機関や自転車の適切な利用を進め、より効率的な移動を実現する環境負荷の少ない土地利用を促進します。</p> <p>CO2の吸収源対策として、木材の利用促進を図るとともに、手入れの遅れている森林に対しては、多様な主体が連携し、森林の質の向上を目指し、間伐等を行います。</p> <p>また、健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全や府民が実感できるみどりを創出するとともに、海と山をつなぐみどりの軸線の形成や、防災機能も併せ持つグリーンインフラの取組を推進します。</p> <p>里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。</p> <p>健全な水循環を構築するため、水源かん養機能の維持・向上に資する農地・森林等の適切な保全や、公共用水域の良好な水質を確保するため、下水の高度処理、合流式下水道の改善等を推進し、汚濁負荷量を削減します。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>基本方針 c. 地域資源を活かした美しい景観の形成 大阪は、山、河川、海岸等の自然、歴史的街並み等、地域の特色に応じた多様な景観が形成されており、これらの景観を良好に保全・継承していくことが重要です。 このため、市街地の背景となる周辺三山系の山並みを保全するとともに、美しい田園風景の形成に寄与する里山や棚田の保全・再生を図ります。河川や海岸等については、府民が集い、親しめる景観となるよう、自然環境の保全、水辺空間の整備を図ります。</p> <p>また、歴史的な建築物等、歴史・文化的資源の保全とともに、これらの資源を活かしたまちづくりを地域住民等と連携して行うことにより、調和した街並みや魅力ある都市空間の創出など、地域固有の景観の保全・形成を進めます。</p> <p>②-3【将来像3:安全・安心な大阪】 基本方針 a. 誰もが暮らしやすい生活環境の形成 少子・高齢化の進展に伴う世帯構成の変化や府民のライフスタイルの多様化などに対応した暮らしの選択ができるよう、主要鉄道駅周辺等においては、商業・福祉・文化・教育等の多様な都市機能の集積を促進し、歩いて暮らせる快適な生活環境の形成を図ります。郊外部においては、豊かな自然等地域資源を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境の創出を図ります。</p> <p>また、公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や、鉄道駅等を中心とした一定地域内での建築物も含むバリアフリー空間の形成を進めるなど、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を図ります。</p>	<p>②-3【将来像3:安全・安心な大阪】 基本方針 a. 災害に強い都市の構築 平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、これまでの想定を超える地震・津波により甚大な被害が発生しましたが、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて都市の防災機能を強化していくことが重要となります。</p> <p>自然災害等のリスクの事前公表を行い、府民や企業等と共有するとともに、被災時の迅速かつ円滑な都市の復興を進めるため、災害直後に企業が適切に業務を継続できるBCP(事業継続計画)や地域コミュニティを活かし防災活動を推進する地区防災計画の作成、農地や公園等の貴重なオープンスペースを防災空間として確保するなど、防災・減災の取組を実施し、平時からの事前の備えを着実に推進します。</p> <p>近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震や上町断層帯地震等の直下型地震による災害リスクを低減させるため、建築物の耐震化や防火・準防火地域の指定の拡大、防災街区整備地区計画の活用を検討するなど、市街地の不燃化を促進するとともに、密集市街地の防災性の向上を図ります。</p> <p>洪水や津波・高潮等の災害リスクに対し、雨水幹線の整備や防潮堤の液状化対策など、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等を整備・強化します。</p> <p>都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全・活用により、雨水の河川・下水</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>基本方針 b. 災害に強い都市・地域づくりの推進 災害の未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるためには、関係機関が相互に連携・協働し、総合的・計画的にハード・ソフト施策を展開していくことが重要です。 今後、発生が危惧される南海トラフ巨大地震や直下型地震等による災害リスクを低減させるため、道路・鉄道・上下水道等の耐震化や住宅・建築物の不燃化・耐震化を図ります。また、避難・延焼防止に有効な幹線道路、広場・公園等の整備を図るとともに、特に密集市街地においては、防災道路やポケットパーク等の確保を含め、防災性の向上を図ります。 洪水や津波・高潮等の災害リスクに対しては、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等の整備・強化を図ります。また、都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全による、雨水の河川・下水道への流出抑制を図ります。さらに、水害・土砂災害等の災害危険箇所の明示により、住宅等の適正な土地利用の誘導に努めます。 災害時の円滑な救援・救助や迅速な復旧・復興が行えるように、防災拠点等の防災関連基盤の強化に加え、道路等の交通基盤及び上下水道や電気・ガス、情報基盤のネットワーク化を図ります。 さらに、大規模地震や洪水等による被害想定公表、避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだハザードマップの整備・普及などにより、地域住民の防災意識を高め、自主防災活動等の取組を促進します。</p>	<p>道への流出を抑制します。また、山麓部においては流木対策等により、土砂災害などの未然防止に努めます。 災害リスクの高い地域では新たな市街化を抑制し、安全な地域への住宅系及び産業系土地利用の誘導に努めます。災害リスクの高い既成市街地では、現状の災害リスクを踏まえ、より安全性の高い地域や建物への規制・誘導に努めます。 広域災害が発生した場合、その被害の起こり方によって、大阪は支援をする場合（応援）もあれば支援を受ける場合（受援）もあるため、代替性の確保（リダンダンシー）等の観点から、それぞれの場合に応じて必要となる広域緊急交通路や広域防災拠点等を想定した機能を強化します。 道路ネットワーク整備による防災拠点へのアクセス道路網の代替性を確保します。</p> <p>基本方針 b. 誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成 核家族化や単身世帯の増加等による家族形態の多様化やICTの進化等によるライフスタイルの変化に対応するため、生活者の多様なニーズに応じた都市機能を整え、そのアクセス性を高めることで、高齢者をはじめ、あらゆる人が健康で安心して快適に住み続けられる生活環境を形成します。 郊外住宅地では、ゆとりのある豊かな居住環境、自然との近接性等の特性を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境を創出します。 公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や鉄道駅や道路等のバリアフリー空間の形成を促進するなどユニバーサルデザインに配慮した土地利用を促進します。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</p>	<p>②-4【多様な主体との連携・協働による地域づくり】 人口減少・高齢化の進展やそれに伴う担い手不足などにより、遊休農地・放置森林や空き家・空閑地等が増加し、環境・景観の悪化や治安面の不安といった土地の管理面からの問題が顕在化しています。土地所有者等による適切な管理を基本としつつ、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政との連携・協働により、持続的かつ適切な土地利用を図り、より良い状態で次世代へ引き継ぐことが重要となります。 こうした点を踏まえ、前述の将来像の実現に向けた共通する取組方針として多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進します。</p> <p>a. 土地利用に関する情報の共有化 大阪府は、府域の土地利用の状況・推移などを、地理情報システム等を活用し総合的に把握・評価することで、各種行政計画等への活用を促進します。また、府民の土地利用に関する理解や主体的な取組を促進するため、土地情報の普及・啓発を図ります。</p> <p>b. 多様な担い手の確保と組織化 知識や経験が豊富な高齢者、環境問題等に取り組むNPO・企業等が増えつつある中で、こうした個人・企業等をつなぎ、支えていくための仕組みを整えていくことが重要です。 このため、大阪府は、府民・NPO・企業等の参画による遊休農地の解消や放置森林の管理、「共生の森」等のみどりづくりを進めます。 そして、行政と地域住民等との協働による緑化活動や道路・河川等の美化活動を促進します。空閑地については、治安面・環境面等の課題の解消に向け、所有者等への適正な維持管理を求めるとともに、ゆとり空間や防災空間等としての活用を促します。 また、鉄道駅周辺等のうち、商業機能の低下や空き店舗・空閑地の増加などに伴う活力・魅力の低下が懸念されている市街地においては、行政及び商業事業者や地域住民等により、商業等の活性化方策と連携しながら、都市基盤や都市機能の再整備を図ります。</p> <p>事業主体 新関西国際空港(株)、大阪府、豊中市</p>	<p>事業主体 関西エアポート(株)、大阪府、豊中市</p>	<p>事業主体が変更されたため。</p>

2.関係市町村との調整内容

番号	市町村名	箇所	意見の概要	大阪府の見解
1	豊中市	<ul style="list-style-type: none"> ・前文 P1 2行目 ・1(1)土地利用の基本方向 ②土地利用の将来像と基本方針 P6..1行目 P6.13行目 P7.5行目 ・1(2)土地利用の原則 P9.20行目 ・P15 概念図 	<p>語句の表現・表記等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本大阪府土地利用基本計画⇒大阪府土地利用基本計画 ・再生利用を促進します⇒再生利用を推進します ・環境教育の場⇒環境教育を実践する場 ・南海トラフ地震⇒南海トラフ巨大地震 ・道路・公園の整備によるゆとり環境の改善⇒「ゆとり」の削除 ・P15の概念図を見やすくする 	<p>土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条第9項により、国土利用計画を基本として定めることとされています。 このため、今回の変更は、本計画の「1.土地利用の基本方向 (1)土地利用の基本方向」部分を平成29年3月に策定した大阪府国土利用計画(第5次)の内容とするものです。</p>
2	和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ・1(1)土地利用の基本方向 ②土地利用の将来像と基本方針 P3.20行目 P6.6行目 	<p>語句の表現・表記等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道でネットワークされ、」の表現について ・「多様な主体が連携し、森林の質の向上を目指し、」の「多様な主体」の具体例は何か。 	<p>いただいたご意見は、いずれも語句の表現・表記等に対する意見であり、原案の内容に影響を与えるものでないと考えられるため、原案どおりと考えております。</p> <p>なお、和泉市からの意見にある「多様な主体」については、大阪府国土利用計画(第5次)の「4 土地利用目的に応じた区分ごとの基本方向 (2)森林において、「府民・NPO・企業等の多様な担い手の参画による」と例示しているところです。</p>

3. 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

	現 行 計画面積	変 更 面 積			変更後の 計画面積
		拡 大	縮 小	差 引	
都 市 地 域	189,604 ha ----- 99.4 %	—	—	—	189,604 ha ----- 99.4 %
農 業 地 域	32,445 ha ----- 17.0 %	—	14ha	△14ha	32,431 ha ----- 17.0 %
森 林 地 域	55,509 ha ----- 29.1 %	—	64ha	△64ha	55,445 ha ----- 29.1 %
自然公園地域	20,039 ha ----- 10.5 %	—	—	—	20,039 ha ----- 10.5 %
自然保全地域	38 ha ----- 0.0 %	—	—	—	38 ha ----- 0.0 %
五 地 域 計	297,635 ha ----- 156.1 %	—	78ha	△78ha	297,557 ha ----- 156.0 %
白 地 地 域	123 ha ----- 0.1 %	—	—	—	123 ha ----- 0.1 %
大阪府総面積	190,708 ha ----- 100.0 %	—	—	—	190,708 ha ----- 100.0 %

注1：大阪府総面積は、平成28年10月1日現在（国土地理院）の府土面積にその後の埋立てによる増分（194ha）を加えたものである。

注2：五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 変更箇所概要

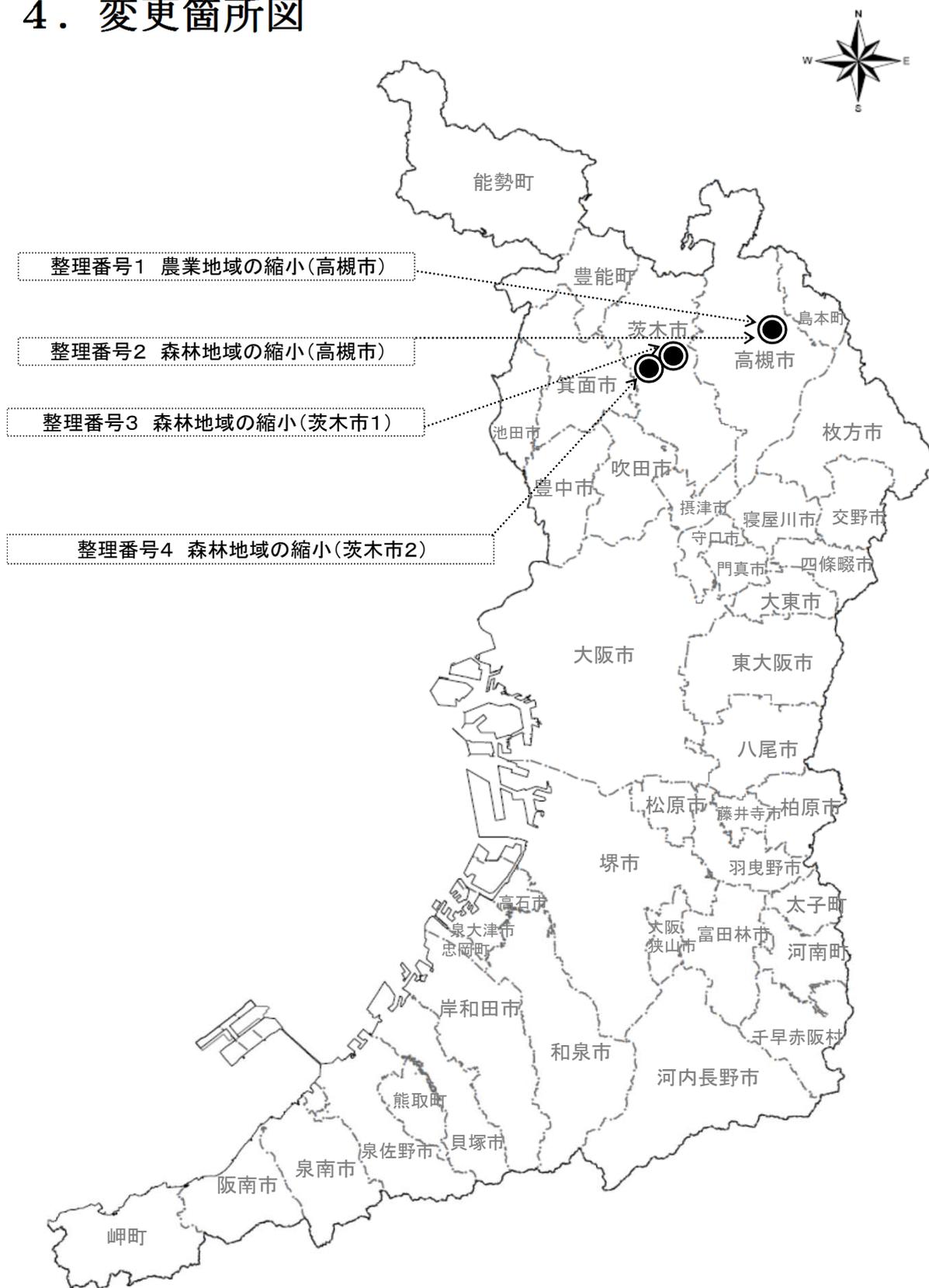
a. 農業地域の縮小

整理 番号	変更地域名 (基本計画図番号)	市町村名	変更部分の 面積		変更部分の重複状況等			変更部分の 地目現況 (ha)	変更を必要とする理由	地域設定に伴う 土地利用に関する 基本的事項	関連する 個別規制法の措置 (予定)
			拡大 (ha)	縮小 (ha)	他地域 との重複 (ha)	細区分の 指定状況 (ha)	白地地域 の増減 (ha)				
1	高槻農業地域 (4-1)	高槻市	—	14	都市地域 14	市街化調整区域 14	—	農地等 14	新名神高速道路高槻インターチェンジ直近に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入を予定しているため。	事業用地	大阪府農業振興地域の変更 (平成 29 年度)

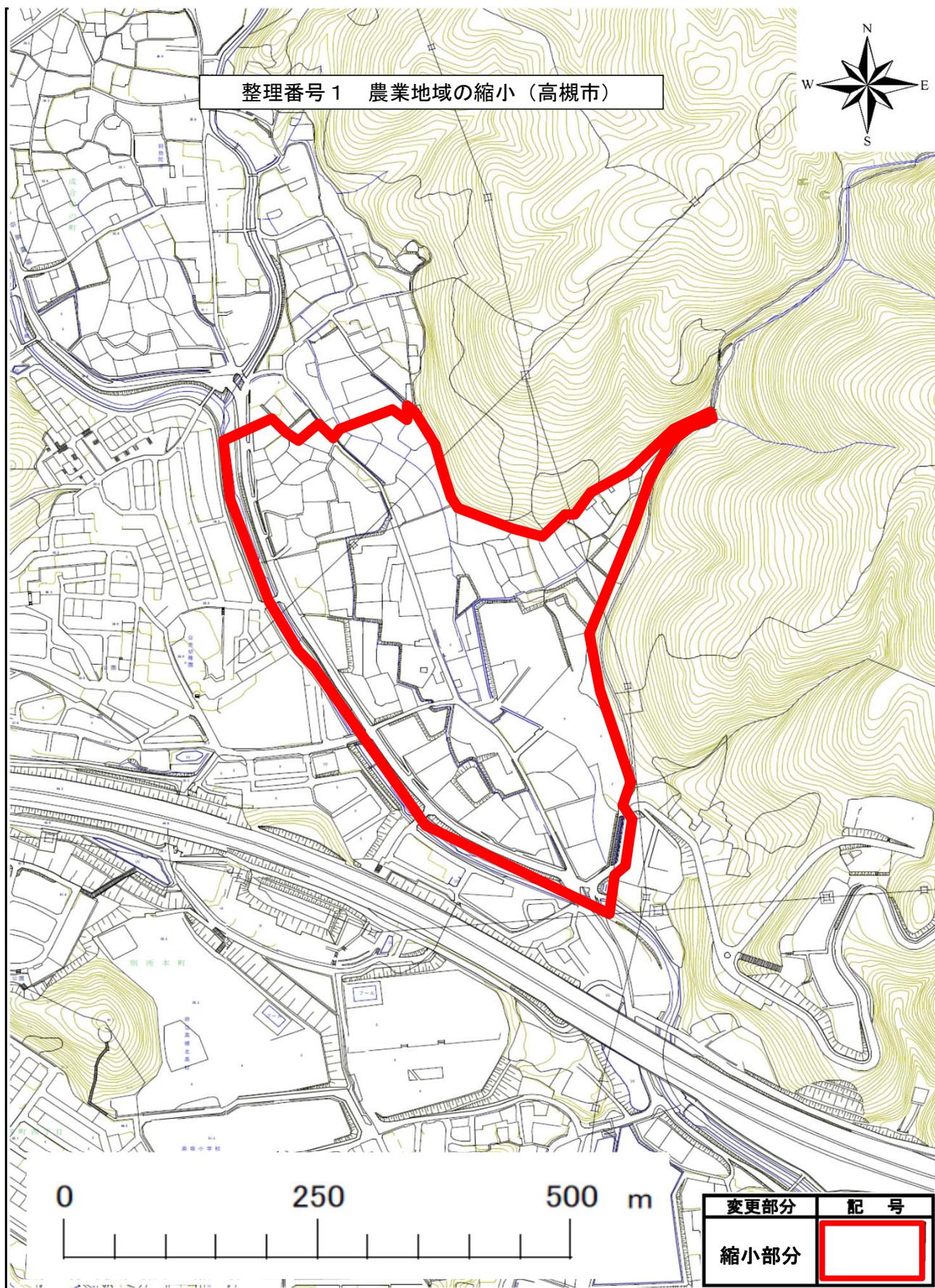
b. 森林地域の縮小

整理 番号	変更地域名 (基本計画図番号)	市町村名	変更部分の 面積		変更部分の重複状況等			変更部分の 地目現況 (ha)	変更を必要とする理由	地域設定に伴う 土地利用に関する 基本的事項	関連する 個別規制法の措置 (予定)
			拡大 (ha)	縮小 (ha)	他地域 との重複 (ha)	細区分の 指定状況 (ha)	白地地域 の増減 (ha)				
2	高槻森林地域 (4-1)	高槻市	—	3	都市地域 3	市街化調整区域 3	—	道路等 3	道路の整備に供する土地の造成のため。	道路	大阪府地域森林計画の変更 (平成 29 年度)
3	茨木森林地域 1 (4-1)	茨木市	—	2	都市地域 2	市街化区域 2	—	宅地等 2	住宅地の開発に供する土地の造成のため。	住宅地	大阪府地域森林計画の変更 (平成 29 年度)
4	茨木森林地域 2 (4-1)	茨木市	—	59	都市地域 59	市街化区域 59	—	宅地等 59	国際文化公園都市特定土地区画整理事業（中部地区）の施行のため。	事業用地	大阪府地域森林計画の変更 (平成 29 年度)

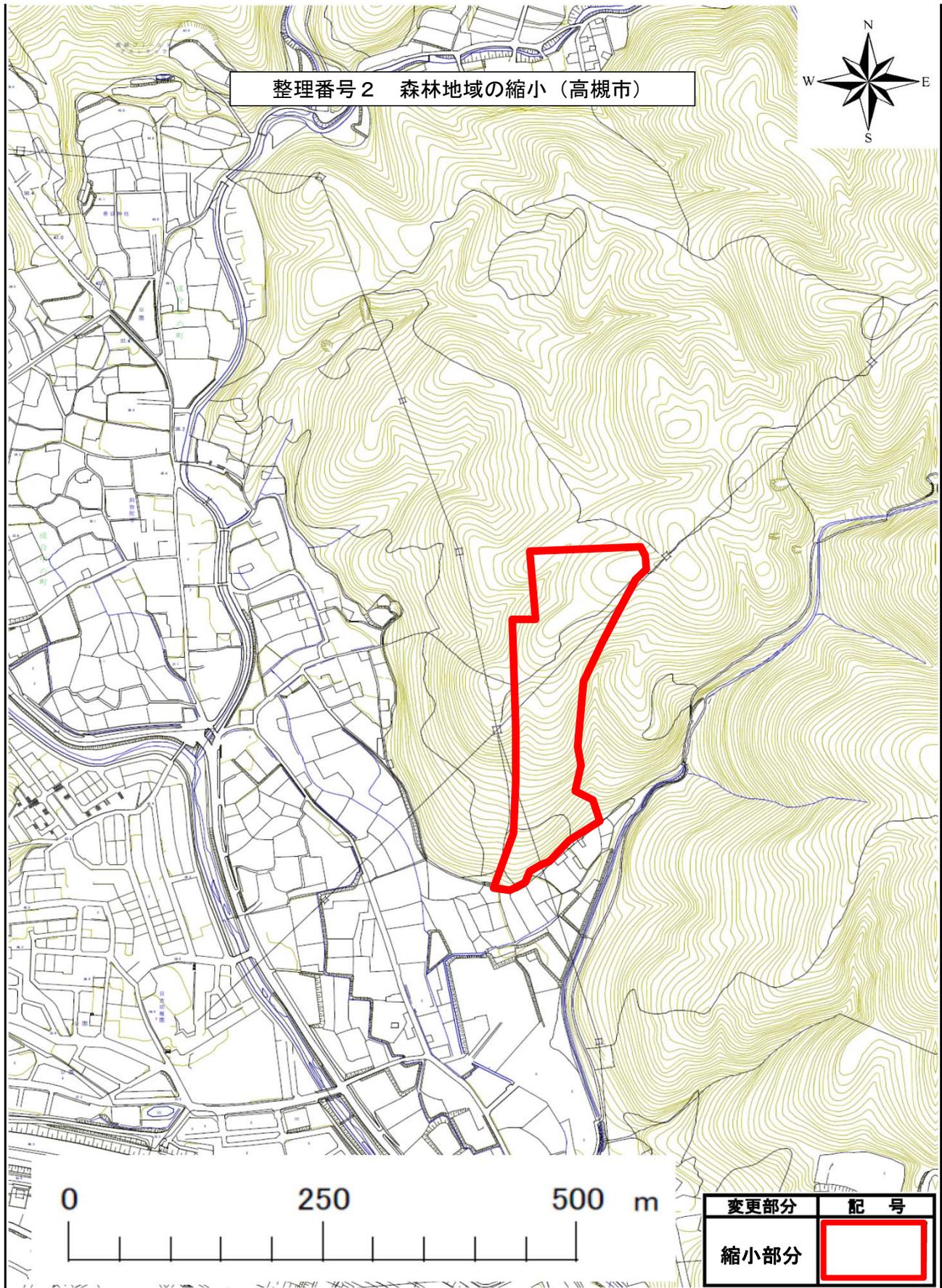
4. 変更箇所図



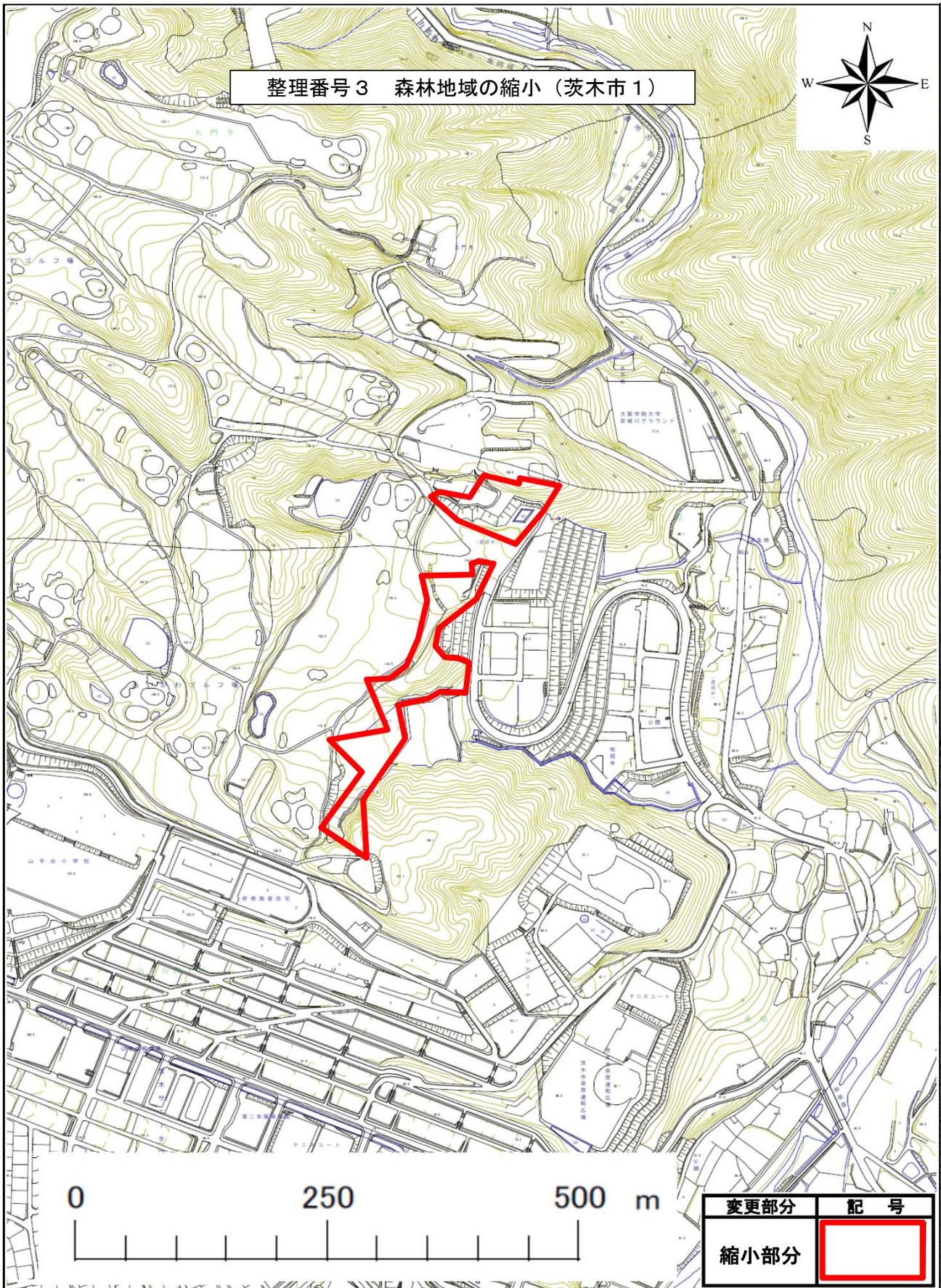
農業地域縮小（高槻市）



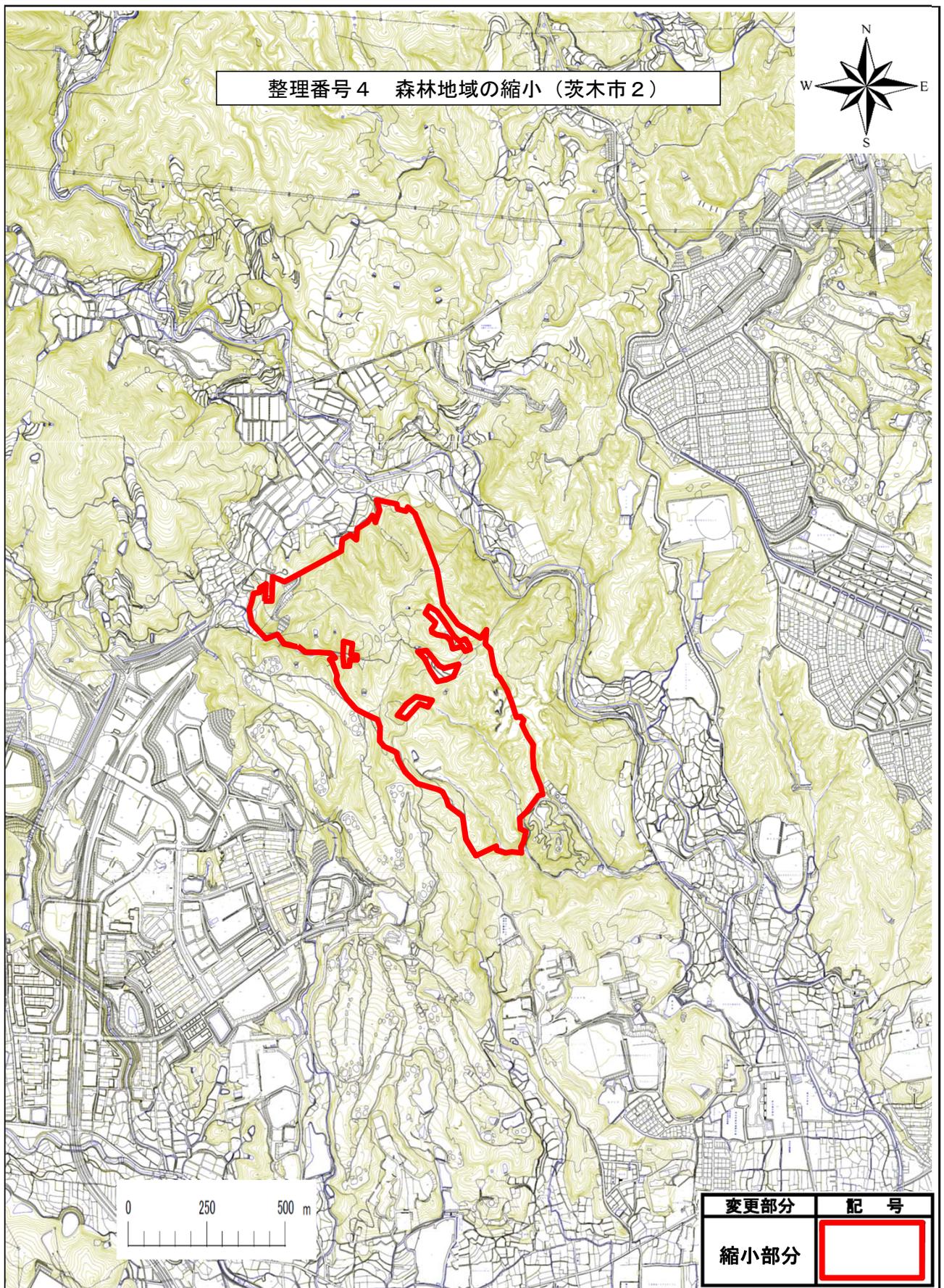
森林地域縮小（高槻市）



森林地域縮小（茨木市大門寺）



森林地域縮小（茨木市彩都中部地区）



5. 関係市町村との調整経過

調整先の名称	年 月 日	調 整 の 概 要
高 槻 市	平成 29 年 12 月 1 日	変更原案について意見聴取を行った結果、異議はなかった。
茨 木 市	平成 29 年 12 月 1 日	変更原案について意見聴取を行った結果、異議はなかった。